

SB24・AWG・Dialogue に関する検討事項

2006年5月
地球環境対策部
矢尾板 泰久

1 開催日程

➤ 開催地 ドイツ・ボン Hotel Maritim

	Dialogue	AWG	SBSTA	SBI	WorkShops	Side Event
15日(月)	○					CDM 理事会 Q&A
16日(火)	○					○
17日(水)		○				○
18日(木)		○	○	○		○
19日(金)		○	○	○		○
20日(土)		○	○	○	CCS	○
22日(月)		○	○	○	CCS as CDM project activities	○
23日(火)		○	○	○	Mitigation	○
24日(水)		○	○	○		○
25日(木)		○	○	○		○
26日(金)			○	○		

* Dialogue・・・Dialogue on long-term cooperative action to address climate change
by enhancing implementation of the Convention

気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話

* AWG・・・Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties
under the Kyoto Protocol

京都議定書における附属書 I 国の更なる削減約束に関する作業部会

* CCS・・・carbon dioxide capture and storage

二酸化炭素回収・貯留

* SBSTA・・・科学・技術上の助言に関する補助機関

* SBI・・・実施に関する補助機関

2 気候変動枠組条約及び京都議定書の批准状況

- 気候変動枠組条約批准国 ⇒ 188ヶ国及び EC
http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/items/2352.php
- 京都議定書批准国 ⇒ 162ヶ国及び EC (2006年4月18日現在)
http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/application/pdf/kpstats.pdf

2005年2月16日に正式発効した京都議定書批准国は162ヶ国及び EC に達し、我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 I 国の 1990 年の CO₂ 排出量は附属書 I 国全体の 61.6%となっている。

* 京都議定書の発効要件

- ① 55ヶ国以上の批准
- ② 批准した附属書 I 国の 1990 年 CO₂ 排出量が附属書 I 国全体の 55%以上

3 主要トピック

3-1 Dialogue

- この対話は、COPの指導の下で行われ、全ての締約国に開かれた4回までのワークショップ、可能な場合は締約国会合前のワークショップの中で行われ、第1回目のワークショップは、5月15-16日の10:00-13:00、15:00-18:00に開催予定。
- 条約に基づく将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、またはマンデートなどは全て予断をもち、特に次の分野のものを含めた気候変動に取り組む長期的な協力行動に関し、経験を分かち合い、戦略手法を分析する対話を行う。
 - (a) 持続可能な方法で開発目標に向けた前進を図る
 - (b) 適応に関する行動に取り組む
 - (c) 技術の持つ全ての可能性を実現する
 - (d) 市場ベースの機会の全ての可能性を実現する
- この対話は、途上国が、クリーンでかつ気候にやさしい技術及び適応のための技術にアクセスしやすい環境を作り上げ、そのための具体的な行動やプログラムを策定することで、これら技術へのアクセスを強化する方法、手法を探る。
- この対話は、2名の共同議長により進められる。1名は先進国から、もう1名は途上国から、それぞれのグループが選出する。
- 2名の共同議長は、COP12 (2006年11月) 及びCOP13 (2007年12月) において、この対話に関する報告を行い、締約国から提出された情報及び多様な意見に関しても報告する。
- 締約国は、2006年4月15日までに、この対話で議論されるべき問題に関する当初の意見書を事務局に提出する。事務局に対し、これらの提出意見書は第1回のワークショップで利用される。
- 各国が提出した意見書は以下を参照。
<http://unfccc.int/meetings/dialogue/items/3669.php>

3-2 AWG

- アドホックワーキンググループ(AWG)第1回会合は、5月17-25日に開催予定。
- 京都議定書締約国会合 (COP/MOP) は、Decision 1/CMP.1 により、京都議定書 3 条 9 項に則り、附属書 I 国の 2013 年以降のさらなる約束を検討するためのプロセスを開始した。COP/MOP は、プロセスの実施と COP/MOP の各会合向けに作業の進捗報告を行うため、京都議定書締約国の開放型の AWG を設立した。
- COP/MOP は 第 1 回会合で、AWG の作業完了をめざし、第 1 約束期間と第 2 約束期間の間に空白が生じない形で出来るだけ早く COP/MOP の成果を採択するという事で合意した。
- AWG 会合の暫定議題を提起し、採択を行う。締約国は議題採択後、全般的なステートメント発表を行う。
- AWGは次の作業に関する作業方法を討議する。
 - (a) SBIとSBSTAとの連携
 - (b) サブグループ設立もしくはワークショップ、専門家会合の開催の可能性
 - (c) 作業促進のため第 2 回会合で受け取りたいインプットの検討
- COP12 及び COP/MOP2 は、2006年11月6-17日に予定されているが、要請が高いことを考慮し、事務局は第2回AWG会合を2006年9月に開催するオプションを検討中であり、第2回AWG会合日程を決定する。
- AWGは、報告書案を採択し、議長のガイダンスと事務局の支援の下で会期後に報告書を完成させるよう報告者 (Rapporteur) に委任する。

3-3 SBSTA関連 (5月18-26日)

- **気候変動の影響、脆弱性及び適応に関する5カ年作業計画(Agenda 3)**
 - 締約国会議(COP)は、COP11において、気候変動の影響と気候変動に対する脆弱性と適応に関する SBSTA の5カ年作業計画を採択した。
 - 作業計画の活動に関する表示リスト案をさらに詳しく考察するため 2006年3月13-15日にオーストリアのウィーンで開催された締約国代表による非公式会議の成果について検討する。
 - SBSTAは、当作業計画の活動及び方法をさらに検討する。
- **技術開発と技術移転(Agenda 4)**
 - COPは、Decision6/CP.10 において、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)に対し、SBSTA24 以前に、本条約4条5項の実施を促進するための有意義かつ効果的な行動のための枠組実施を進める提案を行うよう求めた。
 - 事務局は、2005年10月20-21日にドイツのボンで開催された技術ニーズの評価結果へ資金を供与するための革新的な方法に関するワークショップについての報告書を作成した。
 - SBSTAは、SBSTA21 で次の文書を作成するよう事務局に求めた。
 - (a) 気候変動へ適応するための環境上適正な技術の応用に関するテクニカルペーパー
 - (b) 2005年のEGTT作業計画の内容において、技術の開発と技術移転に資金を供与する革新的なオプションに関する追加のテクニカルペーパー

- (c) 2005年のEGTT作業プログラムで予想されるとおり、国連開発計画(UNDP)がまとめる利用可能な技術のニーズの評価に関する予備分析、及び本条約の非附属書I国が、それぞれの国別報告書の中で明らかにしている技術のニーズに基づいた統括報告書
- SBSTAは、次のことを行う
 - (a) 二つの報告書、二つのテクニカルペーパー、そしてEGTTの提案に留意し、これらの主題に関する今後の全ての行動を決定する。
 - (b) 技術移転枠組の実施を促進するためのEGTTの提案について、必要な場合には技術移転枠組を改正することも含め、どのような行動をとることを希望するかを決定する。
- 途上国における森林減少からの排出量の削減(Agenda 6)
 - COPは、COP11において、締約国及び認定オブザーバーに対し、途上国における森林減少からの排出量を削減することに関係する問題についての意見を2006年3月31日までに事務局に提出するよう求め、この際には、関連する科学的、技術的、方法論的問題、及び政策手法やプラスのインセンティブなどを含めた関連情報や経験を交換することに焦点を当てるよう求めた。また、COPは、SBSTAに対し、SBSTA24において提出文書に含まれる情報を検討し、この問題に関して、COP13(2007年12月)で、提案を含め、報告するよう求めた。
 - COPは、事務局に対し、補足資金が利用できるかどうかにもよるが、SBSTA25(2006年11月)の前にこの問題に関するワークショップを企画するよう求めた。
 - SBSTAは、SBSTA24において、途上国における排出削減に関係する問題の考察を開始し、締約国及び認定オブザーバーの提出文書を考慮した上で、当該ワークショップの対象範囲を検討する。
- 条約の下での方法論問題(Agenda 7)
 - (a) IPCC 国別温室効果ガスインベントリ・ガイドライン
 - SBSTAは、SBSTA17において、IPCCに対し、1996年IPCC国別温室効果ガス・インベントリのためのガイドライン改訂版について、本条約及び京都議定書に規定する関連作業を考慮した上で、改訂し、2006年初めまでにその作業を終了するよう求めた。IPCCは、第25回全体会合(2006年4月26-28日)において、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリ・ガイドラインを採択した。また、IPCCは、SBSTAに2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリ・ガイドラインを提出する。
 - SBSTAは、IPCCの提供する情報に留意し、さらにどのような行動が必要となる可能性があるか検討する。
 - (c) 国際航空輸送用及び海上輸送用の燃料からの排出量
 - SBSTA23での意見交換を踏まえて、これらの問題に関する検討を継続する。
 - (d) ブラジル提案の科学的側面と方法論的側面
 - SBSTA 17において、締約国は、ブラジル提案の科学的な側面及び方法論的な側面に関する作業の進展状況をSBSTA23で再検討すると決定した。SBSTA23において、事務局は、この問題に関するSBSTA17以降の活動について口頭で報告し、締約国はSBSTA24でこの問題の検討に戻ることで合意した。SBSTAは、この問

題での作業の進展状況を調べ、当てはまる場合には、今後の行動も決定する。

- 京都議定書における方法論問題(Agenda 8)
 - (a) HFC-23の破壊に対する認証排出削減量の取得を目指し、HCFC-22の生産施設を新設することの影響
 - COP/MOPは、Decision8/CMP.1において、SBSTAに対し、HFC-23の破壊による認証排出削減量の取得を目指すHCFC-22の施設新設の影響について引き続き協議することを求め、またそのような影響に対処する方法について、COP/MOP 2 で採択されるべきCDM理事会へのガイダンス案を作成する見地から、協議を続けるよう求めた。SBSTAは、COP/MOP 2 での採択のため、この問題に関する決定書草案を作成する。

- 気候変動の緩和の科学的、技術的、社会経済的側面(Agenda 9)
 - SBSTA23 において、締約国は、緩和の科学的、技術的、社会経済的側面に関する作業を継続し、締約国間で情報の交換と経験や意見の共有を行うことに焦点を当てることで合意した。次の4回の会合のそれぞれで、ワークショップを企画するよう求めた。最初のワークショップは、SBSTA 24 期間中、セッション内ワークショップの一つとして開催されることになり、このワークショップでは、農業、林業、農村部の開発に関係する問題に焦点が当てられる。

- 条約の附属書 I 国での政策措置に関する情報の交換と経験の共有(Agenda 10)
 - SBSTAは、SBSTA21 及びSBSTA22 において、条約の附属書 I 国の政策措置に関する経験を共有し情報を交換するオプションについての情報(FCCC/SBSTA/2004/INF.10)を検討した。SBSTA24 で、附属書I国の政策措置に関する情報を交換し、経験を共有しやすくする次のステップについて検討する。

- 関連する国際機関との協力(Agenda 12)
 - (c) 他の条約、科学機関及び国連機関との協力
 - IPCC二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書について、締約国は、事務局に対し、特別報告書の概要、そして経験や学習の情報交換により、二酸化炭素回収・貯留についての理解を深めるべく、SBSTA議長のガイダンスを得て、SBSTAの本会合の期間中に、二酸化炭素回収・貯留に関する会合期間中ワークショップを企画するよう要請した。このワークショップは、2006年5月20日に予定される。このワークショップの成果は、SBSTA25 で検討される。

3-4 SBI関連 (5月18-26日)

- 条約附属書 I 国の国別報告書：
京都議定書3条2項に則った進展状況を実証する統合報告書(Agenda 3)
 - COPは、Decision25/CP.8において、事務局に対し、条約の附属書 I 国による京都議定書規定の各国の約束達成での進展を実証する統合報告書を作成し、2006年でのSBIの最初の会合で検討するよう要請した。SBIは、COP/MOP2 での決定書草案の採択を提案することを視野に、本統合報告書に含まれる情報を検討する。

□ 条約非附属書 I 国の国別報告書(Agenda 4)

(a) 条約の非附属書I国からの国別報告書に関する専門家諮問グループの作業

- 条約の非附属書 I 国からの国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGGE)は、2003-2007年でのその作業プログラムに則り、非附属書I国からの41件の国別報告書に関する検討結果を報告する、この中には、第二回、また当てはまる場合にはその次の国別報告書の作成を進める方法についての提案が含まれる。
- SBI は、下記に記載する報告書に含まれる情報を検討し、CGGEに対して、その作業プログラムについて助言をする。
 - : FCCC/SBI/2006/4 条約非附属書 I 国からの国別報告書に関する、専門家諮問グループによる条約非附属書I国からの国別報告書検討の結果の報告書。条約非附属書 I 国からの国別報告書に関する専門家諮問グループの議長による覚書。
 - : FCCC/SBI/2006/8 条約非附属書 I 国からの国別報告書に関する専門家諮問グループの活動に関する進展報告書。事務局による覚書。

□ 遵守に関係する手続き及びメカニズムについての京都議定書の改正(Agenda 10)

- COP/MOPは、Decision27/CMP.1において、第18条に規定する遵守に関係する手続き及びメカニズムに関して京都議定書を改正する問題について、COP/MOP3 で決定を行うことを視野に、検討を開始すると決定した。COP/MOPは、SBIに対し、SBI24 でこの問題の検討を開始し、その成果をCOP/MOP3 で報告するよう要請した。SBIは、この問題の検討を開始する。

□ 国際取引ログ(Agenda 11)

- COP/MOPは、Decision12/CMP.1において、事務局に対し、国際取引ログ (ITL) の実施に向けた進展状況、特に、登録簿システムの試験と初期化の内容及びタイミングに関するものを報告するよう要請した。SBIは、この要請に応じて事務局が作成した覚書を検討し、必要であれば、ITLの実施に関して追加のガイダンスを提供する。(FCCC/SBI/2006/INF.3 国際取引ログの実施に向けた進展状況)

3-5 Workshops

- 5月20日 : Workshop on CCS
- 5月22日 : Workshop on CCS as CDM project activities
- 5月23日 : Workshop on mitigation: agriculture forestry and rural Development

<http://unfccc.int/meetings/sb24/in-session/items/3721.php>

4 サイドイベント

- 会場及び周辺のドイツ政府の省庁にて条約事務局、各国政府代表団、国際機関、研究機関、NGOなどが主催するサイドイベントが開催される。
- サイドイベントのスケジュールについては、下記を参照。

http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html

以 上